

兵庫県公報

令和2年6月10日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	1

公布された法令のあらまし

●議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

本県の新型コロナウイルス感染症対策に協力するため、令和2年6月の議員の期末手当及び令和2年7月から令和3年3月までの政務活動費の額を削減することとした。

条 例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第23号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（期末手当の特例）

- 11 令和2年6月に支給する期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて同月に支給されるべき期末手当の額から、当該額に100分の15を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

（兵庫県政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

第2条 兵庫県政務活動費の交付に関する条例（平成13年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（政務活動費の額の特例）

- 4 令和2年7月分から令和3年3月分までの政務活動費の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から、当該額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和2年6月1日から適用する。
- 3 知事は、この条例の施行後速やかに、第2条の規定による改正後の兵庫県政務活動費の交付に関する条例の規定による令和2年度分の政務活動費の交付に係る変更の決定を行い、会派の代表者に通知するものとする。

る。